様式第２号の１－②【⑴実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第２号の１－①を用いること。

学校名	松本歯科大学衛生学院
設置者名	学校法人松本歯科大学

１．「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数	省令で定める基準単位数	配置困難
医療専門課程	歯科衛生士学科	夜・通信	92 単位	10 単位	
（備考）					

２．「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://www.mdu.ac.jp/hygienics/campus_life/post.html

３．要件を満たすことが困難である学科

学科名
（困難である理由）

様式第２号の２－①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第２号の２－②を用いること。

学校名	松本歯科大学衛生学院
設置者名	学校法人松本歯科大学

１．理事（役員）名簿の公表方法

https://www.mdu.ac.jp/outline/public_info/officer.html

２．学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容や期待する役割
非常勤	株式会社 役員	2025 年 6 月 26 日開催の定時評議員会終結時～2028 年度開催の定時評議員会終結時	組織運営体制へのチェック機能
非常勤	歯科医師	2025 年 6 月 26 日開催の定時評議員会終結時～2028 年度開催の定時評議員会終結時	組織運営体制へのチェック機能
（備考）			

様式第２号の３【⑶厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	松本歯科大学衛生学院
設置者名	学校法人松本歯科大学

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

１．授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書（シラバス）を作成し、公表していること。
（授業計画書の作成・公表に係る取組の概要） ①授業計画の作成過程 ・教育課程編成委員会（外部委員を含む）での意見交換や自己点検結果を踏まえ、職員会により授業計画を作成している。 ②授業計画の作成・公表時期 ・毎年、12 月から翌年 3 月の間に作成し、作成年度末あるいは新年度初頭までにはホームページに公開している。 ③授業計画の公表方法 ・学生には、年度の初めに冊子版を配布するとともに、学校ホームページに掲載している。 ④シラバスの記載内容 ・シラバスには科目名、担当教員名、対象学年、開講時期、単位数、授業時間、授業方法、実務経験のある教員による授業であるかの区分、授業の目的、教科書、成績評価、実務経験のある教員及び実務経験職、実務経験を踏まえた授業の内容、授業実施期日、講義内容、学習到達目標を記載項目としている。

授業計画書の公表方法	https://www.mdu.ac.jp/hygienics/campus_life/post.html

２．学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

（授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要）

・授業科目は、学則第 7 条に規定し、履修年次、単位数等を定めている。
・学修成果の評価については、学則第 29 条～31 条に規定し、試験の方法、種類、評価等について定めている。
・履修した各授業科目の合否は、当該授業担当教員が実施する試験または試験に代わる方法によって決定している。
・試験には、定期試験、追試験、再試験がある。
・各授業の試験の評定は A（100～80 点）、B（79～70 点）、C（69～60 点）、D（59 点以下）の 4 種とし、A、B、C を合格、D を不合格としている。
・いずれの授業科目においても、授業実施時間の 3 分の 1 以上欠席した場合には、当該授業科目試験の受験資格を失うことを定めている。
・評定、進級については、学則第 38 条に規定し、教員会で審議することを明確にしている。
・進級の認定については、学則第 30 条に規定し、学院長が認定を行なうことを明確にしている。
・各学生の学習成果に基づき、あらかじめ設定した成績評価の方法･基準により、厳格かつ適正に単位授与又は履修認定を実施している。

３．成績評価において、ＧＰＡ等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

（客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要）

・各授業科目の成績は、あらかじめシラバスに記載された成績評価方法により、100 点満点で評価している。
・成績評価については、学則第 30 条の規定に基づく客観的な評価を行っている。
評定は A（100～80 点）、B（79～70 点）、C（69～60 点）、D（59 点以下）の 4 種とし、A、B、C を合格、D を不合格としている。
・客観的な指標の算出方法は、履修科目の成績評価（点数）の合計点を 100 点満点で点数化し、平均点を算出している。

$$\text{成績評価の客観的な指標} = \frac{\text{履修科目の成績評価（点数）の合計点}}{\text{履修科目の数}}$$

・上記により算出した成績評価の客観的指標により、学生の成績分布状況を把握している。
・あらかじめ設定した指標の算出方法により、成績評価を適切に実施している。

客観的な指標の 算出方法の公表方法	https://www.mdu.ac.jp/hygienics/campus_life/post.html

４．卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。	
（卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要） ・卒業の認定に関する方針（ディプロマポリシー）を次のとおり定めている。 1.歯科衛生士として豊かな人間性と専門性を身につけ、社会に貢献できる 2.歯科衛生士に必要な専門知識と技術を備え、口腔の健康を支援することができる 3.歯科衛生士としてのコミュニケーション能力を有し、多職種との協働ができる 4.歯科医療の進歩、社会構造の変化などに柔軟に対応し、自ら問題解決できる探求心を備えている ・卒業の要件に関しては、学則第 39 条及び履修規程第 8 条に規定しており、3 年以上在学のうえ、53 科目を履修し、基礎分野 10 単位、専門基礎分野 22 単位、専門分野 65 単位、選択必修分野 8 単位の合計 105 単位を修得しなければならないことを明確にしている。（2024 年度の入学生については 49 科目を履修し、基礎分野 10 単位、専門基礎分野 23 単位、専門分野 66 単位、選択必修分野 8 単位の合計 107 単位が必要と規定している。） ・卒業については、学則第 38 条に規定し、教員会で審議することを明確にしている。 ・卒業の認定については、学則第 39 条に規定し、学院長が行なうことを明確にしている。 ・卒業の認定に関する方針や学生の修得単位数等を踏まえ卒業を認定している。	
卒業の認定に関する方針の公表方法	https://www.mdu.ac.jp/hygienics/feature/disclose.html

様式第２号の４－②【⑷財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第２号の４－①を用いること。

学校名	松本歯科大学衛生学院
設置者名	学校法人松本歯科大学

１．財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.mdu.ac.jp/outline/docs/20260619.pdf ⑪財務の情報　⇒　■貸借対照表
収支計算書又は損益計算書	https://www.mdu.ac.jp/outline/docs/20260619.pdf ⑪財務の情報　⇒　■資金収支計算書 ■活動区分資金収支計算書 ■事業活動収支計算書
財産目録	https://www.mdu.ac.jp/outline/docs/20260619.pdf ⑪財務の情報　⇒　■財産目録
事業報告書	https://www.mdu.ac.jp/outline/docs/20260619.pdf ⑫事業活動の状況　⇒　■事業報告書
監事による監査報告（書）	https://www.mdu.ac.jp/outline/docs/20260619.pdf ⑪財務の情報　⇒　■決算に関する監事の報告書

２．教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野	課程名	学科名	専門士	高度専門士
医療	医療専門課程	歯科衛生士学科	○	

修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	105単位	57単位	26単位	20単位	0単位	2単位

学生総定員数	学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数
300 人	235 人	5 人	7 人	113 人	120 人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） ・基礎分野では、歯科医療に従事する者に必要な科学的・論理的思考力を学ぶとともに、医療スタッフとして必要なコミュニケーションに関する知識と技術等を習得する。 ・専門基礎分野では、人体ならびに歯・口腔の構造と機能を理解し、疾病の成り立ちや回復過程に関する知識を習得するために解剖学、生理学、病理学、微生物学、薬理学等の学問分野を学修する。また、口腔衛生学や公衆衛生学、衛生行政・社会福祉および関係法規を学び、歯・口腔の健康と予防に必要な教育的役割や社会の仕組みを理解する。 ・専門分野では、歯科医療の概要と歯科診療補助の基礎的理論や基礎的技術を学び、

高齢者や要介護者、障害者等を対象とした歯科診療補助能力を養う。また、生涯通じた継続的な口腔保健管理について十分に理解し、疾患やライフステージ別の予防方法を学ぶとともに、業務記録の記載方法や記録の必要性の理解を深める。さらに、専門的な立場から保健指導・支援ができる能力を養い、チーム医療の一員として歯科診療補業務の基礎的理論・技術を習得する。

・専門分野では、歯科医療の基礎理論を学び歯科診療補助の基礎技術を習得するとともに、歯科衛生過程を理解することにより生涯を通じた継続的な保健管理を行なう力を養う。また、それらの知識と技術を臨床・臨地実習の場面で応用し理論と実践を結びつける。

・授業時間は 1 コマ 90 分で、4 時限制としている。授業期間は半期 15 週、年間 30 週を確保している。

・各授業科目の年間授業計画は、シラバスを作成・配布し学生に周知するとともに学校ホームページに掲載し広く公開している。

成績評価の基準・方法

（概要）

・授業科目は、学則第 7 条に規定し、履修年次、単位数等を定めている。

・学修成果の評価については、学則第 29 条～31 条に規定し、試験の方法、種類、評価等について定めている。

・履修した各授業科目の合否は、当該授業担当教員が実施する試験または試験に代わる方法によって決定している。

・試験には、定期試験、追試験、再試験がある。

・各授業の試験の評定は A（100～80 点）、B（79～70 点）、C（69～60 点）、D（59 点以下）の 4 種とし、A、B、C を合格、D を不合格としている。

・いずれの授業科目においても、授業実施時間の 3 分の 1 以上欠席した場合には、当該授業科目試験の受験資格を失うことを定めている。

・評定、進級については、学則第 38 条に規定し、教員会で審議することを明確にしている。

・進級の認定については、学則第 30 条に規定し、学院長が認定を行なうことを明確にしている。

・各学生の学習成果に基づき、あらかじめ設定した成績評価の方法･基準により、厳格かつ適正に単位授与又は履修認定を実施している。

卒業・進級の認定基準

（概要）

①卒業の認定基準

・卒業の認定に関する方針（ディプロマポリシー）を次のとおり定めている。

1.歯科衛生士として豊かな人間性と専門性を身につけ、社会に貢献できる
2.歯科衛生士に必要な専門知識と技術を備え、口腔の健康を支援することができる
3.歯科衛生士としてのコミュニケーション能力を有し、多職種との協働ができる
4.歯科医療の進歩、社会構造の変化などに柔軟に対応し、自ら問題解決できる探求心を備えている

・卒業の要件に関しては、学則第 39 条及び履修規程第 8 条に規定しており、3 年以上在学のうえ、53 科目を履修し、基礎分野 10 単位、専門基礎分野 22 単位、専門分野 65 単位、選択必修分野 8 単位の合計 105 単位を修得しなければならないことを明確にしている。（2024 年度の入学生については 49 科目を履修し、基礎分野 10 単位、専門基礎分野 23 単位、専門分野 66 単位、選択必修分野 8 単位の合計 107

単位が必要と規定している。）
・卒業については、学則第 38 条に規定し、教員会で審議することを明確にしている。
・卒業の認定については、学則第 39 条に規定し、学院長が行なうことを明確にしている。
②進級の認定基準
・進級要件は履修規程第 7 条に規定し、それぞれの年次において、学則第 7 条に定める各年次に履修すべきすべての必修科目について単位を修得しなければ進級することができないことを明確にしている。
・進級判定は試験運用規程第 6 条に規定し、教員会において授業出席時間数・授業科目試験の合否、その他資料をもとに判定することを明確にしている。判定は、進級、仮進級、留年がある。
・評定、進級については、学則第 38 条に規定し、教員会で審議することを明確にしている。
・進級の認定については、学則第 30 条に規定し、学院長が認定を行なうことを明確にしている。
・各学生の学修成果に基づき、あらかじめ設定した成績評価の方法･基準により、厳格かつ適正に単位授与又は履修認定を実施している。

学修支援等

（概要）

・日頃から、専任教員である担任と教務主任が学生と面談し、学修及び生活状況を把握している。
・学生個々の修得状況に応じて課題を与え、学修サポートを行っている。
・必要に応じて父母への状況報告や相談を行い、特に問題がある場合には、三者面談を実施し、問題が早期解決できるよう対応している。
・授業理解や技術修得が不十分な学生に対しては、放課後や長期休業中に補習を行い、学生個々の理解度に合わせた個別指導を行っている。
・特に 3 年の成績不良者には、国家試験対策特別補習を実施し、国家資格の取得に向けたフォローを行っている。
・また、学生相談室にカウンセラーを配置し、学生のさまざまな悩みに対応できる体制を整えている。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）

卒業者数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
45 人 （100%）	0 人 （ 0%）	45 人 （100%）	0 人 （ 0%）

（主な就職、業界等）

・2025 年度卒業生の就職先は歯科診療所 41 人、病院 3 人、役場 1 人となっている。

（就職指導内容）

・4 月から 6 月頃に進路希望調査を実施し、卒業予定者の就職、進学等の進路希望状況を把握している。

・8 月下旬から 9 月初めにかけて就職活動の進め方について、説明会を実施している。
・求人票は、職員室内で公開し、自由に閲覧できる環境となっている。
・公的機関や病院等で応募期間や試験期日の定まっている求人については、就職情報用の掲示板に掲示し周知している。
・就職相談には、職員が個別に対応している。

（主な学修成果（資格・検定等））

・本校を卒業した者は、歯科衛生士国家試験の受験資格を得ることができる。歯科衛生士国家試験は毎年 3 月初旬に実施され、合格すると歯科衛生士の資格を取得できる。
・2 年次の授業科目に「医療事務（歯科）」を設定しており、受講後、一般財団法人日本医療教育財団が実施する「医療事務技能審査試験（歯科）」を受験し、メディカルクラーク（歯科）の資格を取得することが可能となっている。

（備考）（任意記載事項）

中途退学の現状

年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
214 人	14 人	6.5%

（中途退学の主な理由）

・中途退学の理由は進路変更であった。

（中退防止・中退者支援のための取組）

・クラス担任による個別相談、個別指導により、日ごろより学生の状況を把握できるよう努めている。
・授業を無断で遅刻、欠席することがないように、学生本人が事前に学校へ連絡するよう指導を徹底している。その際、欠席等の理由を把握し、遅刻の常習化や長期欠席とならないように個別に対応している。
・また、学生相談室にカウンセラーを配置し、学生のさまざまな悩みに対応できる体制を整えている。

②学校単位の情報

ａ）「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料（年間）	その他	備考（任意記載事項）
歯科衛生士学科	10,000 円	150,000 円	円	
修学支援（任意記載事項）				

ｂ） 学校評価

自己点検評価結果の公表方法		
（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） ・松本歯科大学衛生学院自己点検評価・報告書 https://www.mdu.ac.jp/hygienics/feature/disclose.html		
第三者評価の基本方針（実施方法・体制）		
・学校関係者評価委員会は教育活動その他学校運営の状況を把握し、自己評価結果及び改善方策等を考察することを基本方針としている。 ・委員会は、教育理念・目標、学校運営、教育活動、学修成果、学生支援、教育環境、学生の受け入れ募集、財務、法令遵守、社会貢献・地域貢献の 10 項目で評価を行っている。 ・委員会は、学外の評価委員（関連業界関係者、卒業生）と学内の委員（学院長・教務主任、事務職員）の 6 人以上で構成されている。 ・委員長は、評価委員の互選により選出している。 ・委員の任期は 1 年とし、年 2 回以上開催することとしている。 ・学校関係者評価の結果については自己点検評価委員会に報告し、改善を要するものは方策を定めるとともに次期の目標･計画に反映させている。		
第三者評価の委員		
所属	任期	種別
松本歯科大学	2026/4/1～2027/3/31	関連業界関係者
松本歯科大学病院	2026/4/1～2027/3/31	卒業生
第三者評価結果の公表方法		
（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） ・松本歯科大学学校関係者評価報告書 https://www.mdu.ac.jp/hygienics/feature/disclose.html		
（備考）		

ｃ）当該学校に係る情報

（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法）

・学校ホームページアドレス
https://www.mdu.ac.jp/hygienics/
・松本歯科大学広報紙「Campus Today」（松本歯科大学衛生学院の情報も掲載）
https://www.mdu.ac.jp/outline/in_the_loop/campus_today/

（別紙）

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H120321500012
学校名（○○大学 等）	松本歯科大学衛生学院
設置者名（学校法人○○学園 等）	学校法人松本歯科大学

１．前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生（内数） ※家計急変による者を除く。		34人（ 18）人	29人（ 13）人	34人（ 18）人
内訳	第Ⅰ区分	15人	11人	
	（うち多子世帯）	（ －）	（ －）	
	第Ⅱ区分	－	－	
	（うち多子世帯）	（ －）	（ －）	
	第Ⅲ区分	0人	－	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ －）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	－	－	
	区分外（多子世帯）	－	－	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（ 0）人
合計（年間）				34人（ 18）人
（備考）				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第８号）第４条第２項第１号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第４９号）第２条第１項第２号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

２．前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

（１）偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人

（２）適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当	－	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	－	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	人	人
計	－	人	人
（備考）			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（２）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

（３）退学又は停学（期間の定めのないもの又は３月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
３月以上の停学	0人
年間計	0人
（備考）	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

３．前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

（１）停学（３月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

３月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
（備考）	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

（２）適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
ＧＰＡ等が下位４分の１	0人	人	人

４．適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	0人	人	人
ＧＰＡ等が下位４分の１	0人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	0人	人	人
（備考）			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。